

文 書 番 号	5－3	VER. 12
---------	-----	---------

板橋区環境管理組織に関する要綱				
改正履歴	施行年月日	内 容	施行年月日	内 容
	平成 10 年 10 月 30 日	区長決定	平成 24 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 11 年 2 月 1 日	一部改正	平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 12 年 2 月 1 日	一部改正	平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 13 年 6 月 28 日	一部改正	平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 19 年 4 月 1 日	一部改正	平成 28 年 4 月 1 日	一部改正
	平成 21 年 4 月 1 日	一部改正	平成 30 年 4 月 1 日	一部改正
規定内容	第 1 章 総則 第 1 条 趣旨 第 2 条 用語の意義 第 2 章 環境管理組織 第 3 条 環境管理組織 第 4 条 環境管理総括者 第 5 条 環境管理副総括者 第 6 条 環境管理責任者 第 3 章 環境活動実行組織 第 7 条 実行組織 第 8 条 実行部門 第 4 章 「エコポリス板橋」推進本部 第 9 条 「エコポリス板橋」推進本部の設置 第 5 章 内部環境監査チーム 第 10 条 内部環境監査チームの設置		第 6 章 環境管理事務局 第 11 条 環境管理事務局 第 7 章 エネルギー管理体制 第 12 条 エネルギー管理体制 第 13 条 特定事業者の代表者 第 14 条 エネルギー管理統括者 第 15 条 エネルギー管理責任者 第 16 条 エネルギー企画管理推進者 第 8 章 雑則 第 17 条 その他 付 則	

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5-3	ページ 1/8
板橋区環境管理組織に関する要綱			
第 1 章 総則			
(趣旨)			
第 1 条 本区における環境管理組織に関し必要な事項を定める。			
(用語の意義)			
第 2 条 この要綱において「本区」とは、次に掲げる板橋区の事務部局の組織集合体をいう。			
(1) 区長事務部局			
(2) 会計管理室			
(3) 教育委員会事務部局、区内の区立小学校・中学校及び区立幼稚園			
(4) 選挙管理委員会事務部局			
(5) 農業委員会事務部局			
(6) 監査委員事務部局			
(7) 区議会事務部局			
第 2 章 環境管理組織			
(環境管理組織)			
第 3 条 本区における環境管理組織は、次に掲げる者等で構成する。			
(1) 環境管理総括者			
(2) 環境管理副総括者			
(3) 環境管理責任者			
(4) 環境活動実行組織			
① 実行部門長			
② 環境管理推進員			
③ 環境管理副推進員			
(5) 「エコポリス板橋」推進本部			
(6) 内部環境監査チーム			
(7) 環境管理事務局			
(8) エネルギー管理体制			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5-3	ページ 2/8
板橋区環境管理組織に関する要綱			
(環境管理総括者) 第 4 条 環境管理総括者(以下「総括者」という。)は、環境マネジメントシステムの総責任者として、次に掲げる業務を行う。 (1) 環境方針を策定すること。 (2) 少なくとも 1 年に 1 回、環境マネジメントシステムの見直しを行うこと。 (3) 環境監査員を任命するとともに、主任環境監査員を任命し、年間監査計画を承認すること。 (4) 環境マネジメントシステムを確立、実施、維持及び管理していくにあたって、必要な人的・物的(専門的な技能、組織のインフラストラクチャー、技術)及び財政的資源を確保すること。 (5) 環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項の調査結果について、環境管理責任者から報告を受けること。 (6) 環境目標を承認すること。 (7) 環境目標について見直しを行い、必要に応じて環境管理責任者に検討又は改訂を指示すること。 (8) 環境関連事故及び緊急事態の概要について、環境管理責任者から報告を受けること。 (9) 環境目標並びに法的その他要求事項との不適合の是正措置の概要について、環境管理責任者から報告を受けること。 2 総括者は、区長をもって充てる。 (環境管理副総括者) 第 5 条 環境管理副総括者(以下「副総括者」という。)は、総括者を補佐し、総括者に事故あるとき、又は総括者が欠けたときに、その職務を代理する。 2 副総括者は、副区長、及び教育長をもって充てる。 3 総括者の職務を補佐又は代理する副総括者の順序は、前項に規定する順位とする。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5-3	ページ 3/8
板橋区環境管理組織に関する要綱			
(環境管理責任者)			
第 6 条 環境管理責任者は、環境マネジメントシステムの運用責任者として、次に掲げる業務を行う。			
(1) 国際標準化機構が発行する規格の要求事項に適合した環境マネジメントシステムを確立、実施、維持及び管理すること。			
(2) 環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項の調査について、実行部門長に指示すること。			
(3) 環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項の登録表を作成し、総括者に報告すること。			
(4) 環境目標の案(変更等の検討案を含む。)を「エコポリス板橋」推進本部に提案し、審議の結果を踏まえて決定すること。			
(5) 環境関連事故及び緊急事態の概要について、実行部門長から報告を受け、総括者に報告すること。			
(6) 環境関連情報について、実行部門長から報告を受けること。			
(7) 環境マネジメントシステムの定期的な監視及び測定結果と、環境目標並びに法的及びその他の要求事項との適合状況について、実行部門長から報告を受けること。			
(8) 環境目標並びに法的及びその他の要求事項との不適合の是正措置の概要について、総括者に報告すること。			
(9) 環境管理事務局を統括すること。			
(10) 内部環境監査における環境監査事務局を統括すること。			
(11) 環境管理の記録、保管に関すること。			
(12) その他環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理に関し必要な業務を行うとともに、前 3 号の情報、状況、概要等について定期的に総括者に報告すること。			
2 環境管理責任者は、資源環境部長をもって充てる。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5-3	ページ 4/8
板橋区環境管理組織に関する要綱			
第 3 章 環境活動実行組織			
(実行組織)			
第 7 条 本区における環境活動の実行組織は、次のとおりとする。			
(1) 板橋区組織条例(昭和 39 年板橋区条例第 50 号)第 1 条に規定する部			
(2) 板橋区会計管理者の権限に属する事務を処理する組織等に関する規則(昭和 40 年板橋区規則第 2 号)			
(3) 板橋区教育委員会事務局組織規則(昭和 43 年板橋区教育委員会規則第 1 号)第 2 条に規定する事務局。板橋区立学校設置条例(昭和 30 年板橋区条例 9 号)別表一、二に規定する学校。板橋区立幼稚園条例(昭和 46 年板橋区条例第 27 号)別表に規定する幼稚園			
(4) 板橋区選挙管理委員会事務局処務規定(昭和 51 年板橋区選挙管理委員会訓令甲第 1 号)第 1 条に規定する事務局			
(5) 板橋区農業委員会処務規則(昭和 46 年板橋区農業委員会規則第 1 号)第 1 条に規定する事務局			
(6) 板橋区監査委員条例(昭和 39 年板橋区条例第 53 号)第 5 条に規定する監査委員事務局			
(7) 板橋区議会事務局条例(昭和 48 年板橋区条例第 43 号)第 1 条に規定する事務局			
(実行部門)			
第 8 条 前条各号に掲げる実行組織(同条第 1 号に規定する部にあつては各部)をそれぞれの実行部門とする。			
2 実行部門長は、次に掲げる者とする。			
(1) 前条第 1 号にあつては各部長			
(2) 前条第 2 号にあつては会計管理者			
(3) 前条第 3 号にあつては事務局次長			
(4) 前条第 4、5、6、7 号にあつては事務局長			
3 実行部門長は、実行部門における環境保全活動の責任者として、次に掲げる業務を行う。			
(1) 環境管理責任者の指示を受けて、環境管理推進員に命じ、環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項について調査を行い、調査結果を審査して、環境管理責任者に提出する。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5-3	ページ 5/8
板橋区環境管理組織に関する要綱			
(2) 関係法令の制定又は改廃に伴い、「法的及びその他の要求事項登録表」の変更を環境管理責任者に依頼する。 (3) 実行部門の環境管理推進員に適正な環境保全活動の実行を指示する。 (4) 著しい環境側面とされた事務・事業について環境管理推進員に手順書などを作成させるとともに、適正な事務・事業の執行を指示する。 (5) 緊急事態を予防又は緩和するとともに、発生時に応急対策を講ずる。 (6) システムの定期的な監視及び測定を行い、環境目標との適合について検討し、環境管理責任者に報告する。 (7) 実行部門における不適合を是正する。 (8) その他、環境管理責任者の命を受け環境マネジメントシステムに関する事務を処理する。 4 実行部門長の下に環境管理推進員を置く。 (1) 環境管理推進員は、各課の課長、各小中学校の校長及び各幼稚園長をもって充てる。 (2) 環境管理推進員は、実行部門長の命を受け、課、学校及び幼稚園の環境保全活動を推進するため、次に掲げる業務を行う。 ア 実行部門長の指示により、環境影響評価並びに法的及びその他の要求事項について調査を行い、実行部門長に報告する。 イ 関係法令の制定又は改廃を把握し、必要な手続きを行う。 ウ 実行部門長の指示により、著しい環境側面とされた事務・事業に係る手順書等を作成し、それに基づいた適正な事務・事業の執行に努め、環境目標からの逸脱を防止する。 エ 緊急事態が発生又は発生の恐れがあると認められる場合には応急措置を講じ、実行部門長に報告する。 オ システムの定期的な監視及び測定を行い環境目標との適合について検討し、実行部門長を経て環境管理責任者に報告する。 カ 法的及びその他の要求事項に基づく資格者を設置する。 キ システムの実施状況の記録及びシステムに定められた要求事項に係る環境記録を管理・保存する。 ク その他、実行部門長の命を受け環境マネジメントシステムに関する事務を処理する。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5-3	ページ 6/8
板橋区環境管理組織に関する要綱			
5 環境管理推進員を補佐するため環境管理副推進員を置く。 (1) 環境管理副推進員は、環境管理総括者が任命する。			
第 4 章 「エコポリス板橋」推進本部 (「エコポリス板橋」推進本部の設置) 第 9 条 本区における環境マネジメントシステムを円滑に推進するため、「エコポリス板橋」推進本部を設置する。 2 「エコポリス板橋」推進本部に関し必要な事項は、別に定める。			
第 5 章 内部環境監査チーム (内部環境監査チームの設置) 第 10 条 環境マネジメントシステムにおける立案・計画した事項及び規格の要求事項に適合しているかどうかなどを監査するため、内部環境監査チームを設置する。 2 内部環境監査チームに関し必要な事項は、別に定める。			
第 6 章 環境管理事務局 (環境管理事務局) 第 11 条 環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理するため環境管理事務局を置く。 2 環境管理事務局は、環境管理責任者の指示により必要な調査、検討等を行う。 3 環境管理事務局長は、資源環境部環境政策課長をもって充てる。 4 環境管理事務局の庶務は、資源環境部環境政策課で処理する。 5 環境管理事務局は、内部環境監査における環境監査事務局を兼ねる。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5-3	ページ 7/8
板橋区環境管理組織に関する要綱			
第 7 章 エネルギー管理体制 (エネルギー管理体制) 第 12 条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づき、本区が設置する事業所等(以下「事業所等」という。)におけるエネルギーの使用の合理化に関し、必要な管理体制を定める。 (特定事業者の代表者) 第 13 条 特定事業者の代表者は、エネルギーの使用の合理化に関し、次に掲げる業務を行う。 (1) 管理体制を整備し、エネルギー管理統括者、エネルギー管理責任者、エネルギー管理企画推進者を配置すること。 (2) 事業所等の名称、所在地、エネルギー使用量等を記録し、管理すること。 (3) 省エネ法に基づき、定期報告書および中長期計画書を所管行政省庁に報告すること。 (4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「東京都環境確保条例」という。)に基づき、地球温暖化対策報告書を東京都に報告すること。 2 特定事業者の代表者は、区長をもって充てる。ただし、教育委員会にあっては教育長をもって充てる。 (エネルギー管理統括者) 第 14 条 エネルギー管理統括者は、エネルギーの使用の合理化に関する業務を統括管理するため、次に掲げる業務を行う。 (1) 省エネ法に基づき、定期報告書および中長期計画書を作成すること。 (2) 東京都環境確保条例に基づき、地球温暖化対策報告書を作成すること。 (3) エネルギー管理責任者に必要な事項を指示すること。 2 エネルギー管理統括者は、資源環境部長をもって充てる。ただし、教育委員会にあっては教育委員会事務局次長をもって充てる。 (エネルギー管理責任者) 第 15 条 エネルギー管理責任者は、エネルギーの使用の合理化に関する業務を推進するため、次に掲げる業務を行う。 (1) エネルギー管理統括者に必要な事項を報告すること。 (2) エネルギー管理企画推進者に必要な事項を指示すること。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	5-3	ページ 8/8
板橋区環境管理組織に関する要綱			
(3) その他、エネルギー管理統括者の命を受けエネルギー管理に関する事務を処理する。 2 エネルギー管理責任者は、環境政策課長をもって充てる。ただし、教育委員会にあっては教育総務課長をもって充てる。 (エネルギー管理企画推進者) 第 16 条 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者、エネルギー管理責任者を実務面から補佐する。 2 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理講習の修了者、またはエネルギー管理士の資格を有する者とする。 3 エネルギー管理企画推進者は、環境政策課職員をもって充てる。ただし、教育委員会にあっては教育総務課職員をもって充てる。 第 8 章 雑則 (その他) 第 17 条 この要綱に定めるもののほか、環境組織に関し必要な事項は、総括者が別に定める。 付 則 この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 12 年 2 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 13 年 6 月 28 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。			